

令和2年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 2 年 5 月 27 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
㊗ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也
	○ 百枝 純治	○ 松尾 和広
		○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
17 番 崎 村 康 子	18 番 瀬 川 伸 清	

事務局長

皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から5月の農業委員会総会を開催したいと思います。新聞報道でご存知かと思いますが、新型コロナウイルス感染防止対策の緊急事態宣言というのは、47都道府県すべてが解除されておりますが、会議を行う際にはちゃんとした感染予防対策、マスク着用、手の消毒等、それに合わせまして密閉・密接・密着を避けて会議を開催してください、との方針がとられておりますので、当分の間はこの配置で会議も開催したいと思っております。それと例年でありましたら、今月の中旬に農業会議の方で農業委員会の重点活動の取り組み、それぞれの数値目標が示されるのですが、今回はコロナの関係で1ヵ月ほど遅れておまして、来月の19日に農業会議が開催されるようになっております。その中で、今まで取り組んでいただいております農地利用の最適化集積活動、遊休農地の解消、農業者年金や全国農業新聞の加入推進につきまして、それぞれ個別目標等が示されると思っております。来月皆様にお知らせしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

皆様こんにちは。農繁期に入り、忙しい中ご出席いただきありがとうございました。私から1点だけ報告させていただきたいと思っております。実は、第10回の耕作放棄地発生防止の解消活動で農林水産大臣賞を受賞したわけがございます。その時に、褒賞として100,000円分の商品券を松浦市農業委員会にいただきました。この使い道を事務局とも相談をして、農地の集積等については最適化交付金が出ておりますのでそちらのほうは別といたしまして、農業委員会活動の大きな柱であります農業者年金、それから農業新聞の実績のあった人に活動の褒賞として、出そうということで話し合いをしたところがございます。年金の推進と普及に実績のあった人に5,000円、それから農業新聞で普及推進活動で実績のあった人に2,000円、それから農業新聞等の記事に投稿した人に3,000円という形で、この褒賞の中から支出させていただきたいということで話し合いをしておりますので、皆さんも取り組んでいただければと考えております。特に農業新聞は年度末になるとどうしても辞めたいという方が出てきまして、現在5、6部不足状態であります。ですから1つ、認定農業者を中心に推進していただければと思っております。私も先月、認定農業者をまわって全国農業新聞をとって下さいとお話ししたのですが、なかなか経営も厳しいということもありますし、また日本農業新聞を取られている方も結構多いんですよ。ですから2つはならないということで断られたんです。とにかく認定農業者を中心に、機会があれば私もお願いしておりますけれども、なかなか実績にはつながりません。皆さん方もひとつそういうことでいろんな機会に認定農業者の方を中心に声をかけていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

■■■■氏。農地の所在が鷹島町三里免■■■■、地目は田、面積■■■■平方メートルです。通知年月日が令和2年4月30日、同日受付です。平成26年12月20日から令和2年12月19日までの6年の賃貸借契約となっておりましたが、借人の都合による解約になります。以上、1件でございます。

次に申請事件の処理状況です。

〈 申請事件の処理状況以下、資料の読み上げ 〉

申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年4月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	工事用仮設施設	1,750 m ²	R2.5.25 許可
	■■■■	■■■■	発電用施設用地	652 m ²	R2.5.15 許可
	■■■■	■■■■	発電用施設用地	1,920 m ²	R2.5.14取下げ

提案事件の集計表

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	積計
第3条	経営規模拡大	2		1,611 m ²	1,611 m ²
	贈与	1		1,218 m ²	1,218 m ²
計		3		2,829 m ²	2,829 m ²

申請事由		件数	面積		
			田	畑	積計
第5条	発電用施設用地	2		3,421 m ²	3,421 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	147	260,526.39 m ²	71,126 m ²	331,652.39 m ²
賃借権	127	234,143.39 m ²	59,129 m ²	293,272.39 m ²
使用貸借	20	26,383 m ²	11,997 m ²	38,380 m ²
計	147	260,526.39 m ²	71,126 m ²	331,652.39 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	3,001 m ²		3,001 m ²

承認関係

内 容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	972	197,015 m ²	246,642 m ²	443,657 m ²

議 長 各種報告が終わりました。各種報告の中で皆さんからご意見ございませんか。私の方から事務局に注意をします。委員さんの中からもそういう意見があるのですが、非常に各委員会ごとに、修正が多すぎる。中にはやむを得ない事がありますけれども、他にも文字を間違ったり集計を間違ったり、そういう訂正が毎回出てくるので、資料を作るときには、重要な議案としてかけるわけだから、緊張感を持って資料を作るように再度注意しておきたいと思います。

それでは付議事項に入ります。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第25号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。4ページをお開き下さい。事件番号1番について、ご説明いたします。申請者は、譲渡人 志佐町池成免■■■■氏、譲受人 志佐町池成免■■■■氏です。申請事由は、譲渡人においては今後耕作の意思がなく、譲受人は経営規模拡大のためとの理由で双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。売買する農地は、志佐町池成免■■■■、地目：畑、■■■■平方メートルの1筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が25,965平方メートル、農従者は3名、譲受人の農業従事日数は年間180日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に、事件番号2番について、ご説明いたします。申請者は、譲渡人 今福町北免■■■■氏、譲受人 調川町中免■■■■氏です。申請事由は、譲渡人においては今後耕作の意思がなく、譲受人は経営規模拡大のためとの理由で双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。売買する農地は、調川町中免■■■■、地目：畑、■■平方メートルの1筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が7,818平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

最後に、事件番号3番について、ご説明いたします。申請者は、譲渡人 志佐町高野免■■■■氏、譲受人 志佐町笛吹免■■■■氏です。申請事由は、譲渡人の農地の管理は実質的に譲受人が行ってきており、今後も譲受人が継続して管理していくとの理由で双方が合意したことによる贈与による所有権移転の許可申請であります。贈与する農地は、志佐町笛吹免■■■■地目：畑 ■■■平方メートル、■■■■、地目：畑、■■平方メートル、■■■■、地目：畑、■■平方メートルの3筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が5,533平方メートル、農従者は1名、譲受人の農業従事日数は年間100日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 議案の説明が終了しましたので、担当委員さんの方から意見を聞きたいと思えます。まずは事件番号1、吉原委員お願いします。

10番 10番、吉原です。事件番号1についてご説明をいたします。売渡人の■■■さんは役所の職員であり、譲受人の■■■さんは県北共済組合の職員で、■■■さんが主体となって農業を営んでおられます。おじいちゃんとおばあちゃんこの人は孫になります。この土地につきましては、■■■さんの屋敷の周りにありまして、■■■さんの農地に囲まれた■■■さんの農地の中心にある農地です。15年くらいどうぞお使いくださいということで貸していた。自分では耕作する気持ちは無いから今回譲ることにしたそうです。それで、ここは繁殖和牛の6頭位を常時放牧されております。草も芝を張ったように泥が見えない位の広さの土地で、真ん中の■■■さんの■■■平方メートルの土地でございます。問題ないと思えます。よろしくお願いたします。

議長 はい、どうもありがとうございました。それでは事件番号2について吉永委員さんお願いします。

2番 2番、吉永です。この件に関しては2年前位ですか、現地農地の集積か何かの立ち会いで行ったところですが、最近こうして買う事になったがどうしたものだろうと相談がありました。順番が違うんじゃないか、もう1回■■■■さんと話し合ってから委員会のほうに申請をし直して下さいって指導をした後に代替えがあったみたいです。ただ、■■■■さんに関しては高齢ではありますが、宅地のすぐ横にその畑があって野菜を作るということでお話がありました。家のすぐ横なので荒れないだけ、農地としては譲っていただいたほうがいいんじゃないですかという事はお話ししましたので、問題はないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。次に事件番号3番について、崎村委員お願いいたします。

17番 農業委員17番崎村です。事件番号3番についてご説明いたします。事務局が説明されたとおり、ずっと■■■■さんが耕作をされ管理をされているので、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。今、地元の委員さんにお聞きしたところですけど、所有権の移転については、問題ないだろうというご意見でございます。ここで皆様から質疑を受けたいと思います。この案件についてご意見ございませんか。

9番 9番崎田です。ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

9番 9番崎田です。今さっき2番目ですけど、吉永委員が言われたとおり、いつだったか耕作放棄地を出すのと一緒にここを取得したいってことで、一方は太陽光の申請がされると思います。そういう中でこちらはこっちで取得するって一方は耕作放棄地にする、一方は取得するっていうことでそういう話が前からあったんですけど、どういうものなのかなと思って私は疑問に思います。以上です。

9番 農業委員9番の崎田です。そこは太陽光でしょう。

2番 農業委員2番の吉永です。はい、太陽光です。2番目は家のすぐ横下で非農地にされたかどうかわかりません。横の畑も一緒に申請されたんですもんね、畑自体は問題ないかと思います。

議 長 今の説明でいいですか。他に何かご意見ありませんか。■■■さんは80歳だ
けどお元気なんですね。

2番 2番吉永です。■■■さんは元気です。

議 長 他にご意見ございませんか。

(意見無し)

ご意見もないようですので、申請どおり許可することに異議ございません
か。

委 員 はい。

議 長 はい、異議なしと認めます。よって議案第25号は申請どおり許可すること
といたします。

次に議案第26号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた
します。

事務局 議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき
調査した結果をご説明いたします。5ページをお開き下さい。事件番号1番
についてご説明いたします。現地の位置図、字図、平面図、配置図、立面図
を議案の47ページから52ページに添付しております。借人：金沢市問屋町
■■■■ 代表取締役 ■■■■ 氏、貸人：
星鹿町岳崎免 ■■■■ 氏です。申請地は、星鹿町の ■■■■
から ■■■■ へ約 ■■■■ キロメートルに位置し、星鹿町岳崎免 ■■■■ 地
目：畑 ■■■■ 平方メートルです。転用の目的は、低圧電力の太陽光発電施
設の設置です。まず、農地区分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地
内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地と
なります。次に、土地利用計画については、現状のまま利用し太陽光パネル
が360枚設置されます。排水計画は、排水は雨水排水のみです。雨水は南側
の既存の溝へ流れ込み、赤線沿いにある側溝を介しての自然流下となってお
ります。本申請について、隣接土地所有者からの同意を得ていること、残高
証明書による資金計画の確認により、本事業が確実に行われるものと思われ
ます。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号2番についてご説明いたします。現地の位置図を議
案の47ページ、53ページに、字図、配置図、立面図、流量計算表を54ページ
から57ページに添付しております。申請地は、松浦市役所御厨支所から ■■■■

方向へ約■■■m行ったところであり、御厨町中野免■■■■■■■■■■、地目：畑、■■■■平方メートルです。借人：長崎市住吉町■■■■■■■■■■ 株式会社■■■■■■■■■■ 代表取締役■■■■■■■■■■氏、貸人：御厨町中野免■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。農地区分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地となります。転用の目的は、低圧電力の太陽光発電施設です。排水計画は、側溝による排水計画となっております。申請地は南側に傾斜しておりますので、東側と西側にある既存の側溝と、南側に新設する幅240の側溝により雨水等を排水し、最終的には里道に新設される側溝を経て市道■■■■■■■■■■線の道路側溝へ排水します。なお、申請地南側の新設側溝の排水能力について流量計算がなされておりました。想定雨量の2倍の降水があっても問題がないとのこと。また、里道への側溝設置については、赤線内での施工となりますので、建設課へ法定外公共物占有等許可申請書の提出がされ許可が下りております。本申請について、隣接土地所有者との協議を終えており、通帳の写しによる資金計画の確認にて、本事業が確実に進むものと思われまます。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 議案の説明が終了しましたので、地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからお話を聞きたいと思ひます。まず事件番号1の地元委員の松瀬委員お願ひします。

推進委員 推進委員の松瀬です。5月20日に農業委員会と現地確認委員と行きまして、先ほど事務局より説明がありましたように、申請地周辺の 現地も北に田、東に赤線、西に畑ということで、隣接農地所有者への周知はしているということでございまして、造成計画についてもそのままということでございます。排水計画は雨水のみで既存の側溝もきれいに管理されているようで、特に問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは事件番号2についてお願ひします。松田委員ですか。

推進委員 推進委員1番の松田です。20日の日に、前回の委員会の時は下の市道までの水路がはっきりしていないという事から、畑を横切っている180では小さいのではないかとこの会長のご指摘もあつて、それが訂正されてきたこの図面で私たち再度確認いたしまして、向こうが設計図とおりに行かうのであればもういいだろうということで、向こうがそのとおりにしますということであれば、別に我々は異存はありませんということになっております。以上です。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは現地確認に行かれた委員さんからもお話をお聞きしたいと思います。

15番 農業委員15番の松永です。今月20日の午前中に、事務局の方と13番田中委員さんと現地調査を行いました。事件番号1番の方ですが、先ほど地元委員さんも特に問題ないということで、私たちも特に問題ないと思います。事件番号2につきましては、先月の総会で保留された案件で排水路に問題がありましたが、今回U字溝のタイプを180から240に変更してあるということで問題ないと思われま。ご審議の方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今、地元委員並びに現地確認委員さんからも問題ないだろうというご意見でございます。ここで皆様からの質疑を受けたいと思います。この案件につきましてご意見等ございませんでしょうか。

推進委員 推進委員13番早坂です。事件番号2番の件ですけれども、計算表が最後のページにあります。モジュール1とモジュール1と2の2行あります。モジュール1の方が集水面積が0.002ですからこれはなんだろう。1と2の方が0.001これは多分今の図面から見ると妥当な数だと思います。ですから1のほうは無視して下の2番目を見たんですけれども、これは単純にその発生する雨の量に対して排水能力がどうだということで書いてあるように確かに許容水量が0.2567したがって発生に対して2.67の安全率を持っているという余裕を持っているということになっている。只々興味を持ってどうやってこの数値が定まるのかなとネットでつまみ読みしたので間違っているかもしれないけれども、それを見ましたら、実は240×240のU字溝においては水量が0.2567、それが1秒間に流れるということになるわけなんですけれども、ちょっとイメージとしてはそんなに行くのかなって感じ。実は、ネットで見たらこんなデータがあったんですよ、マンシングの公式による流速流量というのが出てきたんです。これによると240×240で勾配が10.8パーセントと出ています。この10.8パーセントで見直すと実は流量表を見ますと約0.076なんです。そうするとこの計算表そのものが流量が違うんじゃないかと、要するに4倍位多い2倍の流量って書いてありますけれども逆に足りないでこの流量を0.1067流水降水が0.1067って数字これから見ますとね実はこの流量に対応するのは250×400のU字溝じゃなきゃダメって書いてあるんですよ。たまたま拾い読みしたら出てきたんで、私の見方が間違っているのかどうかどうなんでしょう。そういう今手元の方で赤いペンでマークしているところあるんですけど12と0ポジション引いてるでしょ、勾配が240×252、0.066と0.072の中間で0.068になりませんか？この計算によりますと逆にこの流量をカバーするのが右のほうに同じように書

いてあります0.113と0.123とあるでしょ、これぐらいの雨量がないと250×400でないとカバーできないと思います。

(事務局検討中)

(5分経過した後に吉原委員から暫時休会の申し出あり)

議長 ちよつとこれは休会にして、しばらく調査させていただきます。それでよろしいでしょうか。休会させていただきます。

(約30分経過後)

議長 今、建設課に行って話をしてきたんですけれども、この式からいけば、例えば流速割る、降水水量が最大流れる量ですけれどもね、これに対して許容水量が0.12ですから、これからすると安全率が2.27になるんですよ、ところが早坂さんから出された資料を見ると資料自体がちよつと違うような気がするんですけどそこらはどうでしょうか。ここに出てる計算式からいくところとおりなんですけれども、この基本となる数字が若干違うような気もするんですけども、この式で行くと数字は間違いないんですよ。ただここに出ているケースがちよつと違うんじゃないかって話ですけれども、今私も見せてもらって若干違う。そこらになかなかこれは専門家じゃないとわからないとだろうと思うんですよ。だからこの数字を計算上は間違いないんで一応これで了解してもらって事務局としてはこれを業者に確認するということがどんなでしようか。

5番 農業委員5番の武部です。この下部の市道、側溝があるでしょ。そこは十二分に処理できる状況になるってことを聞きましたけど。

議長 松田委員、そこは1番現況のことが詳しい人ということでどうですか。

推進委員 推進委員1番の松田です。長年の勘ですけれど、いいのではないかと。測ってもいないし、今までの経験上、皆さんもいいんじゃないかと。まあそんな程度で。

5番 農業委員5番武部です。ここの敷設のところは竹ですよ。だらつとした畑なんですよね。排水は分散します。ここに市道の方には集中しないと。多少しますよね。今と変わらないような流れ方をする、若干は。年々豪雨災害がある。そうなった時は仕方ないですけれども、普通ではそういうことでは

ないかなって思うのですけれど。私はそう思います。一応これでやってても、もし都合が悪ければ配慮を持っていかなければ。実際は分散しますよ、現況から見れば。

議 長

計算式の中にも勾配を計算しないといけないし、それから流速とかも計算式に入ってきてるんで、この安全率の中にはそこも入ってるんですよ。それで基本的には洪水水量が0.0533パーセコンド、一秒間に流ますよってことになるんですよ。それで許容量が0.1210パーセコンドにこれだけ流れますよってことから、それからすると安全率が2.27ありますよってことですよ。だから計算式上は問題ないんですよ。それでこの計算式で行くところなるんだけど、要はここに出されている係数です。係数がそのちょっとおかしなこともあるよって事のように、それはちょっと時間をかけて調べないとよくわからないっていうところがあります。この計算式からいくと安全率が2倍位ありますよっていうことになるんですよ。降水流量は0.0533パーセコンド、1秒間にこれだけ流れますよってことなんですよ。だから今回は一応出されたこの流量計算ってものは業者が単独に作っているんじゃなくて、一般的に出されている流量計算表なんですよ。一応今回はこれに基づいて委員会では判断するというところでよろしいですか。

委 員

はい。

推進委員

推進委員13番早坂です。ここにも同じように排水管の大きさがありますけど、この際、サイズが250サイズ、250×400とか。勾配が横軸でとって縦軸に許容する面積、一時的に決まりますのでソーラーも話は別ですよ。あくまでもソーラーの設置する面積で900から1000平方メートル。その縦軸に横面積とっていけばいつでも瞬時に動きがわかると思う。ですからどっちの計算式が正しいかって調べて決まったならば、そういうグラフを250×250あるいは180×180、その先をやっていけばすぐ誰でも問題なく一目で判断できる、ぜひそういうのを作って用意したらいいと思います。

議 長

そうですね。横軸縦軸をとって、そして断面ですね。U字溝の断面1ミリ降れば1トン、1000平方メートルに降るわけですから、それは面積によっても決まるし。これによって変わってくるわけですね。勾配によって、だから一覧表を作ってすぐわかるようにはできますよね。すぐ作れますので、今後、委員会にこういうのが出た場合は適正かどうかという判断の材料になると思います。今後は少なくなってくるだろうと思いますけども、やっぱりパネルの設置において、1番農業委員会として心配しないといけないのは水問題なんですよ。周囲に影響しないかどうかっていうのが1番大きな問題ですか

ら、当然こういう事は考慮していかないといけなくなってきました。この計算式から行きますと、この積算安全率2点になり別に問題ないようです。だから、この積算の根拠がどうかってことになると、数字がどうかってことになると、なかなか調べないとわからないので、この計算表から見るとオーケーという状況になります。それで今回は計算表に基づいて審査をするということで、今後私どもも具体的に調査をして問題があれば別ですけれど、一応この一般的に出されている流量計算表に基づいて、根拠に基づいて審査をしたことでこの委員会では協議をしたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは議案第26号の件について、地元委員並びに確認に行かれた委員さんは別に問題ないだろうというようなご意見でございました。ここで質疑を受けたいと思います。この案件について他にご意見等ございませんでしょうか。

6番 農業委員6番大川内です。他に意見ってないんですけど、私の能力では、この側溝240にすれば安全率が2.27になるという、それぐらいしかわかりません。その係数がどうのこうの言われても、専門的な事は分かりませんので、私はこの安全率を信じます。そして想定外はいつでもあるですから、そういうことを考えれば仕事は進めることができないと思います。今、私はこれを信じます。

議長 はい、わかりました。他に何かご意見ございませんか。ご意見もないようですので、委員会としては許可相当と意見を付して進達することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 はい、異議なしと認めます。よって議案第26号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第27号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 9ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年5月28日としております。7ページから13ページに賃貸借権再設定分を、14ページに賃貸借権新規分を、15ページに使用貸借再設定分、

16ページに使用貸借新規設定分の各筆明細をそれぞれ添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 皆様の方から掘り起こしを出していただいた案件ですけれども、何かお気づきの点とかございませんでしょうか。修正とか必要なところございませんか。よろしいでしょうか。

6番 農業委員6番の大川内です。■■■■さんの年齢はいくつですか。

事務局 他市の分なのでちょっとわからないんですが。

6番 農業委員6番大川内です。大体でいいです。

事務局 40代くらいだと思います。

議 長 他にございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 はい、異議なしと認め、よって計画とおりに決定することとし、公告を5月28日とさせていただきます。

次に議案第28号農地利用集積計画については、私個人のものでありますので、ちょっと代理と交代させていただきます。

事務局 17ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年5月28日としております。こちらは委員さん関係分になります。18ページに賃貸借権再設定分と新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

職務代理者 代理で農業委員18番の瀬川です。それでは議案第28号を提案させていただきます。議案第28号農用地利用集積計画の決定についてであります。先ほど会長の方から本人が事件本人ということで、農業委員会等に関する法律第

31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、代行させていただくものであります。議案第28号について上程するわけですが、中身については既に目を通されているだろうと思うわけなんです、修正とかありましたらご意見を伺いたいと思っております。この議案第28号については特にご質問とかはないですね。

委員 はい。

職務代理者 それでは議案第28号農用地利用集積計画の決定について決定をさせていただきます。公告予定を令和2年5月28日とさせていただきます。これで代行を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 それではまた代わりまして、議事を進めさせていただきます。議案第29号農用地利用配分計画案についてを議題とします。

事務局 23ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。24ページをご覧ください。公社が■■■■氏から借受けた分を■■■■氏に貸付ける分で、10年間の賃貸借契約になります。25ページに■■■■氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。ここで皆様の質疑を受けたいと思います。この案件についてご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、問題ないと意見を提出することによってよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは委員会としては問題ないという意見を提出するものいたします。次に議案第30号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。29ページをお開き下さい。まず、今回は昨

年の8月から10月にかけて農地パトロールにより再生困難な土地と判断したものについて、所有者へ文書により内容を確認し、その結果、山林・原野で間違いないと回答があった土地について議案として上げております。また、事前通知書へ期限までに回答がなかった場合も非農地と決定する旨を記載しておりましたので、これらの土地も併せて議案として上げております。また、左端の番号で言いますと、1番から695番までが市内在住の方で696番から972番までが市外在住の方でございます。今回は、農地パトロールでの確認を元に提出しておりますので、スライドはございません。その点ご了承願います。各委員さんにおかれましては、受け持ち担当地区のご確認をお願い致します。ご審議方よろしくお願います。

議長 議案の説明が終わりました。今回はたくさんの案件でございます。トータルで972件面積が443,657平方メートルでございます。農地パトロールで見たとこではございますけれども、再度自分の担当の所をお目通しいただければと思います。

推進委員 9番の百枝です。438番から443番の■■■■さんの件ですけれども、登記名義人が■■■■さんとなっています。■■■■さんと■■■■さんの関係は知りませんので、どういう関係かわかることがあれば教えてください。

事務局 登記名義人が■■■■さんで、所有者が■■■■さんということで、この関係ということでございますけれども、農業委員会が農地台帳で管理するにあたりまして、その中で分かる範囲なんですけれども、基本的に名義人の方が亡くなった場合にはその相続人の方に所有されるという形で台帳を整理をしている部分もございます。直接的な次男であるとかっていうところはわからないんですけれども、相続人であることは間違いなくと思います。

推進委員 推進委員9番百枝です。登記名義人の相続者の方が■■■■さんってことになるんですね。管理者が家所有者ですね。

事務局 所有者又は管理者ということ。

推進委員 推進委員9番百枝です。この方もかなり高齢に入ってきて、老人施設に入ってもらっているので、高齢者の方で相続が今後叶うのか、この方に子供さんもいらっやらないですけれども、この関係がどうなっているのか。

事務局 こちらの件ですが、固定資産からの税情報がございまして、そちらをもとにしておりますので、こちらの土地の納税者というようなことになっており

ます。

議 長 ほかに何か皆さんの方でお気づきの点とかございませんか。

5番 農業委員5番の武部です。議案第30号の荒廃農地調査ですけれども、筆数が972筆ということで、内訳は田が327筆、畑が645筆ということになっています。旧松浦市においては、平成11年度から国土調査事業が実施されて、今回の提示について旧福島町また旧鷹島町はすでに国土調査は完了しております。現在200筆が完了地になっています。残りの約800筆近くが今後実施されると思われま。残地について、地目変更登記申請することなく国土調査を利用して、労せず処理すればお金をかけることなくできますので、関係者に周知することが大事だと思います。そういうことですので、よろしく願いいたします。

事務局 ただいま武部委員から質問があった件ですが、国土調査にあたりましては調査対象地区に農地がございましたら、事前に農業委員会のほうに照会をいただいております。と言いますのも、その農地が農業者年金経営委譲年金をもらっている場合と、最近は無いんですが、生前一括贈与されたときに納税猶予の適用を受けた方がいらっしゃると思いますので、そういう農地を非農地にしたら返還とか止まってしまう可能性がありますのでその分は除いています。ですから毎年事前に建設課と打ち合わせをして、後から落とさないようにということで話は進めておりますので、その点は大丈夫だと思っております。

議 長 ほかに何かございませんか。ご意見もないようでございますので、記載の土地については非農地通知を交付するというで処理することよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは議案第30号につきましては記載とおり非農地通知を交付するものいたします。以上で付議事項の審議が終了しました。それでは続きまして協議事項に入ります。

事務局 続きまして、協議事項に入ります。令和2年田畑売買価格について、この件につきましては、例年全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的として、全国農業会議所が調査を実施しております。調査対象はすべての市町村で、調査区域は、昭和25年1月1日当時の全旧市町村となります。調査内容につきましては、お手元に担当

地域別にお配りしております調査票をご覧ください。検討していただく項目は、中段部分の「調査地旧市町村の耕作目的売買価格」と、一番下にある「農用地区域の中田・中畑価格の上昇・横ばい・下降傾向とその理由」の二カ所について検討していただくことになります。始めに、「調査地旧市町村の耕作目的売買価格」につきましては、10アールあたりの価格を田畑それぞれについて農用地区域と農用地区域外に分けて、検討していただきます。この価格は実際に取引された売買価格ではなく、区域内で取引されるであろう価格を書いていただくことになります。次に「農用地区域の中田・中畑価格の上昇・横ばい・下降傾向とその理由」の欄につきましては、価格が上昇しているのか、横ばいか、下降しているのかを判断し該当する番号に○をしてもらいます。そして、その理由を右に記入していただきますが、裏面の一番下に「上昇・横ばい・下降の理由と整理番号」の表がありますので、その中から一つだけ該当する理由を選んでください。参考資料として、松浦市の近年の価格の推移を示した表をお配りしております。それでは地区別に分かれて協議していただきまして、終わりましたら事務局に報告をお願いします。

(各地区に分かれ協議)

(協議終了後、結果について以下のとおり読み上げる。)

旧市町村名	農振法による区分	中田（10a当り）		中畑（10a当り）	
		固定資産税評価額	価格 自作地を自作地として売る場合	固定資産税評価額	価格 自作地を自作地として売る場合
新御厨町	農用地区域	106,000円	500,000円	51,000円	300,000円
	農用地区域外	95,000円	300,000円	49,000円	250,000円
志佐町	農用地区域	102,000円	700,000円	35,000円	350,000円
	農用地区域外	77,000円	450,000円	34,000円	250,000円
上志佐村	農用地区域	94,000円	650,000円	27,000円	300,000円
	農用地区域外	76,000円	300,000円	28,000円	150,000円
調川町	農用地区域	88,000円	400,000円	41,000円	300,000円
	農用地区域外	87,000円	300,000円	40,000円	200,000円
今福町	農用地区域	101,000円	400,000円	35,000円	200,000円
	農用地区域外	74,000円	300,000円	35,000円	200,000円
福島村	農用地区域	72,000円	600,000円	36,000円	350,000円
	農用地区域外	61,000円	400,000円	37,000円	250,000円
鷹島村	農用地区域	70,000円	550,000円	33,000円	400,000円
	農用地区域外	66,000円	400,000円	36,000円	350,000円

令和2年 田畑売買価格等に関する調査 調査結果

議長 それでは今の発表のとおり令和2年の田畑売買価格について、公表するという事によろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 皆さんの方から、総括して何かありませんか。

推進委員 推進委員13番早坂です。意向調査はとっくに終わっているかと思えますけ

れど、我々も集積する際に農家の意向を把握しておかないと思いますが、あの調査結果というのは我々にはどういう形でいつ見れますか。

事務局

今のご意見ですけども、利用意向調査を昨年度実施いたしまして、それと合わせまして所有している全農地の一筆一筆の調査を行っております。その項目の中に貸してもいいという欄がありましたので、農地を貸してもいいという方の分をコピーして準備をしておりますので、来月の総会の折にですね農地を貸してもいいという方と合わせまして経営規模を拡大したいという方もいらっしゃいましたので、それを地区担当委員さんごとにコピーをしたものをお出ししたいと考えております。それを基に来月総会後に集積会議を開催したいと考えております。

議長

他に何かありませんか。人・農地プランも見える化した資料をもとに説明しなければなりません。これは以前農林課の方から話があったとおり、今回は少し地区を集約して入りたいということで、皆様もそれでいいだろうということでございましたので、それに基づいておそらく今コロナ関係もあつて事務局は農林課の方でございますので、おそらくこのコロナの収束を見計らいながら、人・農地プランを取り組まなければなりませんので、その時は農業委員、推進委員の皆様方も、全面的なご協力をお願いしたいというふうに思っております。

他に何かございませんか。無いようであれば、次回の委員会の報告をしておきたいと思っております。6月26日金曜日13時30分から市民ホールで予定しております。ご意見もなければ以上もちまして5月の定例総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 16 時 15 分